

2020年7月9日

株 主 各 位

東京都北区田端六丁目1番1号  
日本ドライケミカル株式会社  
代表取締役社長 遠 山 榮 一

## 第68回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。なお、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第68回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお本継続会は、2020年6月26日開催の第68回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第68回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都北区田端六丁目1番1号 田端ASUKAタワー14階  
日本ドライケミカル株式会社 会議室  
(末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件

以 上

本開催ご通知の提供書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、また、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ndc-group.co.jp/>）に掲載しておりますので、本開催ご通知の提供書面には記載していません。

また、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本開催ご通知の提供書面に記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ndc-group.co.jp/>）に記載しております。また、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、また、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表も含まれております。

なお、事業報告及び計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ndc-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）におけるわが国経済は、輸出や生産に弱さがみられるものの、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、消費税率引き上げ後の消費マインドの落ち込み、米中貿易摩擦をはじめとする海外経済情勢の不確実性の高まりに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、先行きへの不透明感が一層高まる状況となりました。

当社グループの属する防災業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績への影響が懸念される状況にはありますが、防災・減災を目的とした公共事業や都市部の大規模再開発等による需要拡大への期待感は尚、継続しているように見受けられます。

このような経済状況のもと、当社グループは、引き続き自動火災報知設備から消火設備、消火器そして消防自動車までを広くカバーする総合防災企業としての立ち位置を更に強化しつつ、製品ラインナップの拡充を図り積極的な営業活動を推進してまいりました。また、各種防災設備の設計・施工、消火器及び消防自動車等の製造そしてそれらのメンテナンスを通じて、世の中に高度な安心・安全を提供し、より良質な社会インフラを構築するという社会的使命を果たすべく、グループ一丸となって注力しております。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高は39,846百万円（前連結会計年度比3,542百万円増加）となりました。利益につきましては、営業利益2,974百万円（同1,271百万円増加）、経常利益2,784百万円（同1,045百万円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益1,584百万円（同468百万円増加）となりました。

当社グループは、各種防災設備の設計・施工・保守点検、消火器及び消火設備、消防自動車、自動火災報知設備の製造・販売、防災関連用品の仕入・販売等、幅広く防災にかかわる事業を行っており、単一セグメントで

あるため、業績については営業種目別に記載しております。

営業種目別の業績は、次のとおりであります。

#### イ. 防災設備事業

当連結会計年度は、都市再開発及びリニューアル等の大型案件の工事進捗が進んだこと、プラント施設の工事案件増加等により、売上高は20,150百万円（前連結会計年度比2,019百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、4,705百万円（同894百万円増加）となりました。

#### ロ. メンテナンス事業

当連結会計年度は、改修・補修工事案件にかかる引き合いは継続してあり、その掘り起こしを積極的に進めたこと、新規顧客の開拓に努めたこと等により、売上高は8,350百万円（同791百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、3,246百万円（同373百万円増加）となりました。

#### ハ. 商品事業

当連結会計年度は、消火器類の販売及び小型工事案件の引き合いが堅調であったこと等により、売上高は8,787百万円（同309百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、1,203百万円（同97百万円増加）となりました。

#### ニ. 車輛事業

当連結会計年度は、電力会社向け特殊車輛の納入があったこと等により、売上高は2,558百万円（同423百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、274百万円（同156百万円増加）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は469百万円で、営業種目別の主な内容は次のとおりであります。

防災設備事業においては、機械装置に41百万円、金型の更新に15百万円の設備投資を実施しております。

商品事業においては、機械装置に117百万円、金型の更新に40百万円の設備投資を実施しております。

車輛事業においては、製造設備の拡充に24百万円の設備投資を実施しております。

その他共通の設備投資は、研究開発投資に47百万円、システム投資に23百万円、工場内整備等に29百万円、本社及び支店の移転にかかる設備等に79百万円の設備投資を実施しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2017年 3 月期)	第 66 期 (2018年 3 月期)	第 67 期 (2019年 3 月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	30,919,054	32,622,772	36,304,107	39,846,863
親会社株主に 帰属する(千円)	867,314	1,104,207	1,116,096	1,584,710
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	121.29	155.94	157.61	224.12
総 資 産(千円)	24,320,758	27,626,007	28,056,178	41,895,188
純 資 産(千円)	10,512,204	11,609,441	12,550,500	15,997,301
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,484.53	1,639.48	1,772.37	1,979.13

(注) 当社は2018年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第65期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2017年 3 月期)	第 66 期 (2018年 3 月期)	第 67 期 (2019年 3 月期)	第 68 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	28,085,698	30,137,978	33,343,692	35,455,131
当 期 純 利 益(千円)	1,442,141	1,069,126	1,161,029	1,705,764
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	201.68	150.98	163.96	241.24
総 資 産(千円)	21,823,767	24,523,042	24,727,080	30,774,165
純 資 産(千円)	8,362,975	9,309,227	10,323,143	11,789,758
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,181.01	1,314.64	1,457.83	1,683.97

(注) 当社は2018年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第65期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道ドライケミカル株式会社	30百万円	100.0%	防災設備事業 メンテナンス事業 商品事業
日本ドライメンテナンス株式会社	10百万円	100.0%	メンテナンス事業

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、当社グループと同様の事業を営む企業との競争激化による収益基盤が毀損しないように、製品及びサービスの差別化が最重要と考えており、独自の防災製品・防災システムを開発するための研究開発体制及び社員教育の充実、業務提携先企業とのアライアンス強化を図ってまいります。とりわけ、自動火災報知と消火にかかる技術の融合を図り、業務提携先企業の技術や製品・システムを活用して、新しいコンセプトに立った防災製品・防災システムの開発に注力しております。

それらを実現するために、千葉工場内の試験研究棟ではスプリンクラー消火設備を中心とした各種消火設備の試験研究に取り組んでおり、福島工場内の総合防災研究棟では、次世代の自動火災報知設備・機器を中心とした研究開発を推進しております。

当社グループは引き続き、火災の報知から消火までをカバーする最強の防災プロフェッショナルとして、社会のニーズを先取りした高品質な防災機器を製造、販売し、より安心・安全な社会インフラの構築に貢献することを目指し、高品質な防災製品及び防災システムを提供するために製造・販売・施工・保守体制の充実に努めていくとともに、環境によりやさしい消火薬剤の開発そしてそれらを用いた製品・システムの開発等、社会的責任を果たすことにグループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、各種防災設備の設計・施工・保守点検、消火器及び消火設備、消防自動車、自動火災報知設備の製造・販売、防災用品の仕入・販売等の防災事業を行っております。

営業種目別の主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

営業種目	主要製品・事業内容
防災設備事業	建築防災設備、プラント防災設備及び船舶防災設備における各種防災設備の設計・施工を行っております。
メンテナンス事業	各種防災設備の保守点検業務、派生する修繕及び改修工事を行っております。
商品事業	各種消火器の製造・販売及び各種防災用品の仕入・販売を、販売代理店を中心に行っております。
車輦事業	各種消防自動車の設計・製造・販売を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本社：東京都北区 工場：千葉県山武市、福島県福島市 支店：関東(さいたま市)、大阪市、名古屋市、九州(福岡市) 東北(仙台市)、札幌市、北陸(金沢市)
北海道ドライケミカル株式会社	本社：札幌市
日本ドライメンテナンス株式会社	本社：千葉市

## (7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

営業種目	従業員数	前連結会計年度末比増減
防災設備事業	486名	177名増
メンテナンス事業	111	3名増
商品事業	86	12名減
車輜事業	15	-
全社共通（工場含む）	334	34名増
合計	1,032	202名増

(注) 1. 従業員数には、人材派遣会社からの派遣社員は含まれておりません。

2. 従業員数が、前連結会計年度末と比べて増加したのは、防災設備事業における消火設備用機器・製品の調達機能強化及び営業体制を強化したためであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
715名	40名増	41.4歳	12.1年

(注) 従業員数には、人材派遣会社からの派遣社員は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	2,150,000千円
株式会社みずほ銀行	1,900,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,550,000
株式会社東邦銀行	1,490,000
株式会社三井住友銀行	60,000
明治安田生命保険相互会社	50,000
日本生命保険相互会社	10,000

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 14,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 7,181,812株  |
| ③ 株主数         | 4,010名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
綜 合 警 備 保 障 株 式 会 社	1,100,000株	15.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	441,300	6.30
日本ドライケミカル取引先持株会	344,600	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	234,700	3.35
株 式 会 社 初 田 製 作 所	200,000	2.85
新 日 本 空 調 株 式 会 社	192,000	2.74
B N Y M R E B N Y M L B R E G P P C L I E N T M O N E Y A N D A S S E T S A C	188,400	2.69
沖 電 気 工 業 株 式 会 社	178,000	2.54
株 式 会 社 吉 谷 機 械 製 作 所	160,000	2.28
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス	140,000	1.99

(注) 1. 当社は、自己株式を180,624株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠 山 榮 一	北海道ドライケミカル株式会社 代表取締役 日本ドライメンテナンス株式会社 代表取締役 株式会社イナートガスセンター 代表取締役社長 NDCエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 株式会社総合防災 代表取締役 エヌ・エヌメンテナンス株式会社 代表取締役副社長 一般社団法人日本消火器工業会 会長 株式会社消火器リサイクル推進センター 代表取締役社長 NDC K o r e a 株式会社 代表理事 広伸プラント工業株式会社 代表取締役 株式会社街かど防災ラボ 代表取締役会長
取 締 役	浅 田 裕 沖	営業本部長 日本ドライメンテナンス株式会社 取締役 株式会社イナートガスセンター 取締役 NDCエンジニアリング株式会社 取締役 株式会社街かど防災ラボ 取締役
取 締 役	佐 藤 寛 則	製造本部長 兼 千葉製造部長 兼 福島 製造部長 兼 車輛営業本部長 兼 車輛 事業ユニットリーダー エヌ・エヌメンテナンス株式会社 取締役
取 締 役	亀 井 正 文	管理本部長 兼 経理財務部長 NDC K o r e a 株式会社 監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	松 岡 猛	営業本部副本部長 NDCエンジニアリング株式会社 取締役 広伸プラント工業株式会社 取締役
取 締 役	樋 田 浩 二	開発営業本部長
取 締 役	海 老 根 洋 一	イシグロ株式会社 参与

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	内 村 滋 樹	北海道ドライケミカル株式会社 監査役 日本ドライメンテナンス株式会社 監査役 株式会社イナートガスセンター 監査役 NDCエンジニアリング株式会社 監査役 株式会社総合防災 監査役 エヌ・エヌメンテナンス株式会社 監査役 広伸プラント工業株式会社 監査役 株式会社街かど防災ラボ 監査役
監 査 役	渡 慶 次 憲 彦	株式会社HLSグローバル 代表取締役
監 査 役	紀 陸 保 史	ダイヤオフィスシステム株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役海老根洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡慶次憲彦氏及び紀陸保史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役渡慶次憲彦氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役紀陸保史氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。
5. 当社は取締役海老根洋一氏、監査役渡慶次憲彦氏、監査役紀陸保史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等  
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	6名 (1)	91,921千円 (1,296)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	3 (2)	13,704 (3,204)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	9 (3)	105,625 (4,500)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月30日開催の第57回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年6月30日開催の第56回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額は19,134千円（取締役5名に対し19,134千円）であります。なお、監査役1名及び社外役員3名の役員賞与引当金はありません。
  - ・当事業年度における役員退職慰労金の繰入額は18,000千円（取締役5名に対し15,900千円、監査役1名に対し2,100千円）であります。なお、社外役員3名の役員退職慰労引当金はありません。
- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役海老根洋一氏はインシグロ株式会社の参与であります。当社と兼職先との間には、工事部材等仕入の取引関係があります。
  - ・監査役渡慶次憲彦氏は株式会社HLSグローバルの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役紀陸保史氏はダイヤオフィスシステム株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	海老根 洋一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に出席いたしました。取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	渡慶次 憲彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち17回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。監査役経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に資する発言及び経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。また、監査役会において、財務及び会計に関する知見から適宜、必要な発言を行っております。
監査役	紀 陸 保 史	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等について適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
(i) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
(ii) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、連結を含む金融商品取引法に基づく監査及び金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
イ. 当社を含む当社グループの役員及び使用人は会社が定めた倫理行動規範により行動しております。  
ロ. 取締役は、ほかの取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告するものとしております。  
ハ. 取締役会の事務局を設置し、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて取締役会を招集し、取締役会規則の定める付議事項が適時に上程・審議される体制とし、議案については十分な審議を可能とする取締役会資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保しております。
- ニ. 当社は、代表取締役社長を委員長とし、全取締役が委員として参画する内部統制委員会を四半期に1回以上開催し、不正・不都合の防止、法令遵守のための施策の策定を行うとともに、その実施状況を確認しております。
- ホ. 当社グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を定め、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状況をモニタリングしております。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る重要な会議等の議事録及び関連資料は適切に保存・管理しております。  
取締役及び監査役は何時でもこれら文書を閲覧できる運用としております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理に関する規程等を定め、全社のリスクを総括的に管理する体制を整えております。  
当社は、代表取締役社長を委員長とし、全取締役が委員として参画するリスク管理委員会を設置し、リスク発生の都度又は今後リスクとなる可能性のある事象を発見した場合は速やかに開催し、リスク案件の原因の特定、改善策の提案、実施など早期解決を図っております。又、定例のリスク管理委員会を四半期に1回開催し、リスク案件に関する協議・検討、新たなリスク要因への対応協議を行っております。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程をはじめ各種規程を整備

し、各役職者の権限と責任を明確にし、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

各役職者はその権限と責任において迅速かつ機動的な業務執行を図っております。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、内部監査室を置き、業務全般に関し、法令・定款・社内規程等の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施しております。

内部監査の結果につきましては、当該部署のみならず、社長、取締役ほか、関係部署に報告されております。

- ⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制  
子会社においては、定例の取締役会が四半期に1回以上開催され、取締役の業務執行報告がなされます。その報告内容が「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部長に報告され、その報告事項について、当社取締役会に報告されております。

- ⑦子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定めたリスク管理に関する規程に基づき、グループ各社でリスクを管理する体制を整えております。

四半期に1回、定期的にリスク管理委員会を開催し、グループ各社を含めたリスク案件に関する協議・検討、新たなリスク要因への対応協議を行っております。

- ⑧子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社においても、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程をはじめ各種規程を整備し、各役職者の権限と責任を明確にし、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

各役職者はその権限と責任において迅速かつ機動的な業務執行を図っております。

- ⑨子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室がグループ会社の業務全般に関し、法令・定款・社内規程等の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施しております。

内部監査の結果につきましては、社長、取締役他、関係部署に報告されております。

- ⑩当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、管理は当社管理本部が行っております。子会社は管理本部長に対し、定期的に業務の報告を行い、重要案件については当社取締役会の承認を得るものとしております。又、必要に応じて子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役又は使用人が兼任しております。取締役は当該会社の業務執行状況を監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査しております。又、当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役等と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行っております。

- ⑪監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があれば、速やかに対応するものとしております。

- ⑫前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、又、当該使用人の人事異動・人事評価等については、事前に監査役会の同意を必要とするものとしております。

- ⑬監査役の第11号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、原則として専属の使用人とし、取締役の指示、命令を受けないものとします。但し、止むを得ない場合は執行との兼務も可としますが、前号の独立性に配慮するものとします。

- ⑭取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営委員会その他重要な会議に出席し取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができるものとしております。更に取締役は監査役に対して、重要な会議の審議事項、内部監査の結果報告、財務の状況等所定の業務執行に関する重要事項の報告を行っております。

又、取締役等は監査役に対して経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反の発生のおそれのある事項については、随時、報告するものとしております。

- ⑮子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「内部通報規程」に基づき、当社総務人事部長に報告するとともに、遅滞なく監査役に報告するものとしております。

- ⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
報告者は、当該報告をしたことにより、不利益を受けることのないものとし、万一不利益な取扱いをした場合は、当社「内部通報規程」に基づき、罰則の対象としております。
- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担しております。
- ⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、会計監査人及び内部監査室と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,763,913</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,698,412</b>
現金及び預金	3,650,528	支払手形、買掛金及び工事未払金	6,841,993
受取手形、売掛金及び完成工事未収入金	14,345,921	電子記録債務	1,942,720
電子記録債権	2,921,268	短期借入金	6,174,543
商品及び製品	2,038,439	1年内償還予定の債	767,742
仕掛品	1,529,219	社	
原材料及び貯蔵品	1,766,958	1年内返済予定の長期借入金	567,126
未成工事支出金	208,917	未払法人税等	607,987
その他	322,594	未成工事受入金	992,233
貸倒引当金	△19,931	賞与引当金	652,274
		役員賞与引当金	19,134
<b>固定資産</b>	<b>15,131,275</b>	完成工事補償引当金	72,071
<b>有形固定資産</b>	<b>8,844,315</b>	修繕引当金	14,000
建物及び構築物	3,741,359	その他	1,046,585
機械装置及び運搬具	1,481,696	<b>固定負債</b>	<b>6,199,473</b>
工具、器具及び備品	221,898	社 債	1,840,084
土地	3,142,890	長期借入金	2,493,560
建設仮勘定	152,532	役員退職慰勞引当金	153,447
その他	103,937	修繕引当金	36,000
<b>無形固定資産</b>	<b>1,456,470</b>	退職給付に係る負債	1,029,707
のれん	1,354,069	繰延税金負債	218,928
ソフトウェア	70,360	その他	427,745
その他	32,041	<b>負債合計</b>	<b>25,897,886</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,830,489</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	1,205,408	<b>株主資本</b>	<b>13,413,812</b>
長期貸付金	2,676,000	資本金	700,549
繰延税金資産	343,507	資本剰余金	3,620,607
その他	785,137	利益剰余金	9,349,514
貸倒引当金	△179,564	自己株式	△256,859
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>442,441</b>
<b>資産合計</b>	<b>41,895,188</b>	その他有価証券	407,410
		評価差額金	
		為替換算調整勘定	△4,123
		退職給付に係る調整累計額	39,155
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,141,047</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,997,301</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>41,895,188</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		39,846,863
売上原価		30,416,665
売上総利益		9,430,197
販売費及び一般管理費		6,455,368
営業利益		2,974,829
営業外収益		
受取利息	4,544	
受取配当金	29,183	
持分法による投資利益	6,176	
受取保険金	199	
助成金収入	6,000	
その他	37,875	83,980
営業外費用		
支払利息	19,561	
為替差損	237,295	
事務所移転費用	13,220	
その他	3,918	273,995
経常利益		2,784,814
特別利益		
固定資産売却益	4,270	4,270
特別損失		
固定資産除売却損	382	
投資有価証券評価損	116,663	
段階取得に係る差損	246,879	
災害による損失	28,482	392,407
税金等調整前当期純利益		2,396,677
法人税、住民税及び事業税	974,845	
法人税等調整額	△162,878	811,967
当期純利益		1,584,710
親会社株主に帰属する当期純利益		1,584,710

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,590,545</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,103,117</b>
現金及び預金	1,743,539	支払手形	520,428
受取手形	1,425,648	電子記録債務	1,942,720
電子記録債権	2,827,412	買掛金	4,891,807
売掛金	10,201,930	短期借入金	5,010,000
商品及び製品	1,343,548	1年内返済予定の長期借入金	520,000
仕掛品	421,874	リース債務	4,942
原材料及び貯蔵品	758,933	未払金	294,254
未成工事支出金	194,624	未払費用	151,251
前渡金	36,479	未払法人税等	544,736
前払費用	85,178	未成工事受入金	963,356
関係会社短期貸付金	381,500	前受金	18,742
その他	177,188	関係会社預り金	302,342
貸倒引当金	△7,313	賞与引当金	598,014
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,183,619</b>	役員賞与引当金	19,134
<b>有形固定資産</b>	<b>3,653,821</b>	完成工事補償引当金	72,071
建物	2,295,222	修繕引当金	14,000
構築物	228,950	その他	235,312
機械及び装置	402,468	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,881,289</b>
車両運搬具	13,889	長期借入金	1,680,000
工具、器具及び備品	175,400	リース債務	42,391
土地	408,158	退職給付引当金	803,927
リース資産	17,555	役員退職慰労引当金	132,247
建設仮勘定	104,631	修繕引当金	36,000
その他	7,544	長期預り保証金	186,723
<b>無形固定資産</b>	<b>82,333</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,984,407</b>
ソフトウェア	70,077	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
その他	12,255	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,382,348</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,447,465</b>	資本金	700,549
投資有価証券	1,205,408	資本剰余金	1,098,281
関係会社株式	2,055,857	資本準備金	700,549
出資金	61	その他資本剰余金	397,731
長期貸付金	2,676,000	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>9,840,376</b>
関係会社長期貸付金	1,145,424	その他利益剰余金	9,840,376
破産更生債権等	15,532	固定資産圧縮積立金	193,965
長期前払費用	630	特別償却準備金	682,036
繰延税金資産	96,756	繰越利益剰余金	8,964,374
その他	266,756	<b>自 己 株 式</b>	<b>△256,859</b>
貸倒引当金	△14,961	評価・換算差額等	407,410
<b>資 産 合 計</b>	<b>30,774,165</b>	その他有価証券 評価差額金	407,410
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,789,758</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>30,774,165</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,455,131
売 上 原 価		27,286,564
売 上 総 利 益		8,168,566
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,520,298
営 業 利 益		2,648,268
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,688	
受 取 配 当 金	29,183	
受 取 事 務 手 数 料	101,433	
受 取 保 険 金	199	
助 成 金 収 入	6,000	
そ の 他	14,560	163,066
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,998	
為 替 差 損	237,238	
事 務 所 移 転 費 用	13,220	
そ の 他	2,014	266,472
経 常 利 益		2,544,861
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	382	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	116,663	
災 害 に よ る 損 失	28,482	145,528
税 引 前 当 期 純 利 益		2,399,332
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	863,373	
法 人 税 等 調 整 額	△169,804	693,568
当 期 純 利 益		1,705,764

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

日本ドライケミカル株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善場	秀明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五代	英紀	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ドライケミカル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

日本ドライケミカル株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善 場	秀 明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五 代	英 紀	Ⓜ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ドライケミカル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

日本ドライケミカル株式会社 監査役会

常勤監査役	内 村 滋 樹	㊟
社外監査役	渡慶次 憲 彦	㊟
社外監査役	紀 陸 保 史	㊟

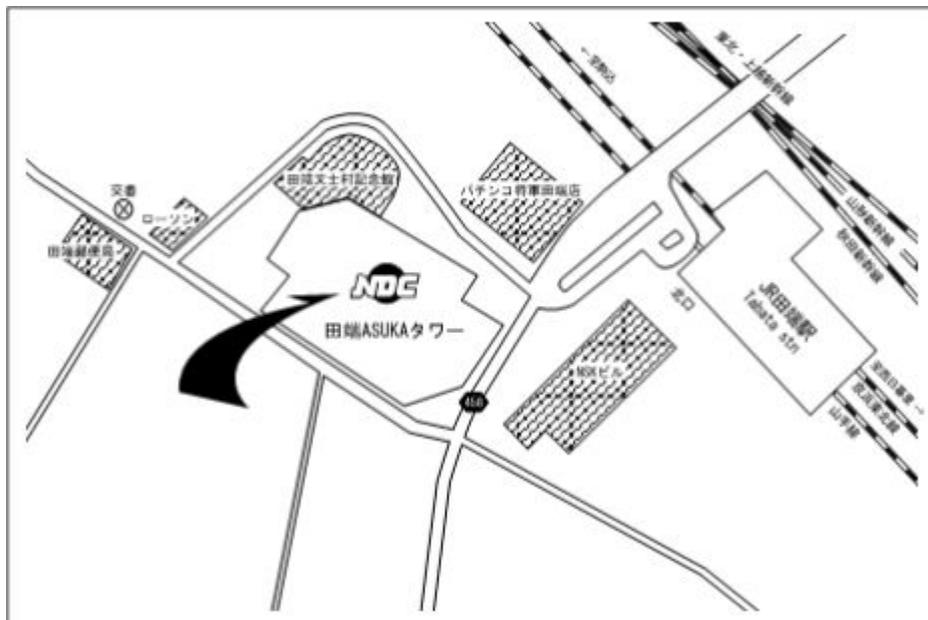
以 上





## 株主総会会場ご案内図

会 場 日本ドライケミカル株式会社 会議室  
東京都北区田端六丁目1番1号  
田端ASUKAタワー14階  
T E L 03-5815-5051



### <交通機関>

JR「京浜東北線」「山手線」田端駅（北口）より徒歩1分

お車でのご来場はご遠慮ください。

